

大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集（先着順）要項

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課が行う大阪府咲洲庁舎における店舗区画の貸付を受けて営業を行う事業者募集（先着順）に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象店舗区画

別紙1のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が、当店舗区画の貸付を受けて営業を行う営業事業者に応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 最近3年間に於いて、1年以上継続した飲食業等の営業実績をもつこと。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 貸付物件の募集条件等

(1) 用途の指定

- ① 飲食・物販等のサービス提供を行うこととし、住居や執務室の用途での利用はできません。
- ② 次のアからオに該当する使用はできません。
 - ア. 政治的又は宗教的な活動に関するもの
 - イ. 騒音・振動・悪臭等の周辺の環境を損なうもの
 - ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業同第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用すること
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用する用途に使用するもの
 - オ. その他、公序良俗に反する用途に使用するなど、咲洲庁舎の管理運営上支障があると大阪府が判断した内容のもの

(2) 貸付の期間

- ① 貸付期間は、3 年とする。但し、貸付期間満了の日の 6 ヶ月前までに、大阪府又は営業事業者から書面による別段の意思表示がないときは、貸付期間満了の日の翌日から 3 年間継続するものとし、以降も同様とします。
- ② 貸付期間は、契約の効力発生の日から起算します。
- ③ 貸付に係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間は、貸付期間に含まれます。

(3) 貸付料

- ① 貸付料の発生時期
賃料に共益費を加えた貸付料（以下「貸付料」という。）は、契約の効力発生の日から発生します。
- ② 貸付料の額（月額）
毎月の貸付料の額は、募集区画ごとに提示した価格（税抜額）（以下「提示価格（税抜額）」という。）に大阪府公有財産規則第 27 条の 2 に記載する割合（消費税相当額）を乗じて得た額（10 円未満切捨て）とします。
- ③ 貸付料の支払い
ア. 貸付料は前納とします。貸付料の支払は、毎月翌月分の貸付料を、大阪府が月ごとに発行する納入通知書により、大阪府が指定する期日までに全額納めるものとします。
イ. 指定された期日までに納付しない場合は、遅延利息を徴収することがあります。
- ④ 貸付料の減額
貸付料についての減額はありません。

(4) 必要経費の負担

- ① 営業事業者が負担すべき経費
 - ・大阪府咲洲庁舎店舗区画での営業に必要な各種手続きに要する費用
 - ・使用前・使用中における室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
 - ・使用前・使用中における府から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用
 - ・室内照明管球の調達・交換に要する費用
 - ・営業事業者が調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ② 光熱水費その他経費の負担
公募物件に関して、準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集に係る仕様書 2」に記載のとおりとします。

③ 契約保証金

営業事業者は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第67条に規定する契約保証金を契約締結までに納めてください。

契約保証金は、貸付料の滞納や、契約解約時の原状回復の不履行があった場合、その費用に充当することを目的としています。貸付料の滞納に充当した場合は、不足が生じた保証金を速やかに納付していただきます。

また、契約解約時の原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は返還しますが、不足が生じる場合は、営業事業者に不足額を請求することとします。

契約保証金の額は、営業事業者と協議して決定します。契約保証金には利子つきません。

(5) 遵守事項及び使用上の制限

貸付期間前及び貸付期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 募集条件及び別紙「大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集に係る仕様書」を遵守してください。
- ② 大阪府の事前の承諾なしに、本件貸付に係る一切の権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 車両を長時間常時駐車する必要がある場合は、別途、使用許可手続と使用料の納付が必要です。

4 現地確認及び質問受付

現地確認の申込及び質問は、次の時間帯で随時受け付けていますので問い合わせ先まで連絡してください。

受付時間 大阪府開庁日の午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、大阪府閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、

12月29日から翌年1月3日で開庁日は閉庁日以外の日とします。

5 申込手続き

(1) 申込方法

先着順のため、持参に限ります。

(2) 提出先及び受付時間

提出先 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎 3階

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

受付時間 大阪府開庁日の午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

大阪府閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、12月29日から翌年1月3

日で開庁日は閉庁日以外の日とします。

(3) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（大阪府所定様式）
- ③ 事業内容等（大阪府所定様式）
- ④ 2-(6)にかかる最近3年間に1年以上営業した店の営業許可証等の写し
- ⑤ 会社概要等（会社パンフレットなど営業実態が判断できるもの）

6 営業事業者の決定等

(1) 営業事業者の決定

営業事業者の決定は、提出された応募申込書等の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容を全て満たす者及び「3 貸付物件の募集条件等(1)」に定める内容に反しない用途であると、大阪府が判断した申込みを行った者とし、申込受付日の先着順で決定します。

同一受付日で同一物件の複数応募がある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定（く

じ引きは、原則「応募申込書」受付日の翌開庁日の午後2時から大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲分室内において行います。) します。

また、当該応募者が立ち会わない場合は、府が指定した者が当該応募者に代わってくじを引き、営業事業者を決定します。

なお、府職員がくじを引くことについて、同意をされない応募者が立会いに参加されない場合は、営業事業者の応募を無効とします。

(2) 営業事業者の公表等

営業事業者を決定した時は、応募申込書に記載している担当者へ電話連絡をするとともに、営業事業者の決定若しくは非決定の通知を送付します。

また、後日に大阪府ホームページ(庁舎管理課内の公募情報のページ)へ営業事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

7 貸付契約締結の手続き

営業事業者に決定した者は、大阪府と別紙2の内容の府有財産貸付契約書を、本契約の効力発生の日までに締結します。

つきましては、大阪府が指定する日までに、本貸付契約締結に必要な以下の書類を提出してください。併せて、「2 応募資格要件(7)」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《必要書類》 ※提出部数は各1通

- ① 損害賠償保険の申請に係る書類
- ② 各種納税証明書
- ③ 連帯保証人に関する書類(大阪府から指定)
- ④ 大阪府暴力団排除条例に関する書類(大阪府から指定)
- ⑤ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

<法人の場合>…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書

<個人の場合>…印鑑証明書(市役所(町村役場)発行のもの)

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに本貸付契約締結の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(3)にかかる許認可等が得られなかった場合

9 大阪府警察本部長への個人情報の提供

営業事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当する者でないことを確認するため、大阪府は大阪暴力団排除条例第24条第2項の規定に基づき、営業事業者から提出のあった書類等により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

10 その他

本件公募への参加、契約締結、その他この契約に係る一切の費用は、申込者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 電話06-6210-9298

応募申込書

<大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集（先着順）>

年 月 日

大阪府知事様

住所（所在地）（〒 - ）

氏名

法人名

代表者名

㊞

（事務担当者）

所属部署

氏名

電話

大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 提案使用料

所在地	店舗番号	貸付店舗面積
大阪市住之江区南港北 一丁目14-16		m ²

- ※ 1. 貸付店舗番号、貸付店舗面積については、別紙1（公募対象店舗区画）を参照してください。
2. 複数の区画に応募する場合は、この申込書をコピーして記載してください。

2 添付書類

- ① 誓約書（大阪府所定様式）
- ② 事業内容等（大阪府所定様式）
- ③ 大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集要項2-（6）にかかる最近3年間に1年以上営業した店の営業許可証等の写し
- ④ 会社概要等（会社パンフレットなど店の営業実態が判断できるもの）

3 府職員がくじを引くことについて

応募申込書が同一受付日で同一物件の複数応募がある場合、応募者がくじ引きに立ち会えない場合、府職員がくじを引くことについて、下記の何れかを○印で囲んで下さい。

（募集要項「6 営業事業者の決定（1）」関連）

同意する

同意しない

誓約書

私は、大阪府が実施する大阪府咲洲庁舎店舗区画営業事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集要項」及び「大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集に係る仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府咲洲庁舎店舗区画の営業事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 営業事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

年 月 日

大阪府知事様

住 所
(所在地)

氏 名
法人名
代表者名

印

事業内容等

事業名

事業内容

従業員の人数（予定）

(注) 1 この「事業内容等」は、応募者が予定している店舗区画における事業内容等を記載。

氏 名
法 人 名
代表者名

担当者名